

現場説明書（技術的事項）

工事名： LED照明更新工事

1 参考数量書の公開について

本工事は、参考数量を公開するので、適正な積算のための参考とすること。この参考数量書は閲覧場所において閲覧に供するとともに、電子入札システムの利用登録者はシステムを經由して電子閲覧(PDF ファイル)することが可能である(ただし、随意契約を除く。)

なお、数量は参考数量であり、設計図書ではないので、内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものでないので留意すること。また、この参考数量書の内容に疑義がある場合は、指定された日までに、設計図書に係る質疑書とは別に「数量に関する参考質疑書」を提出すること。

2 建設副産物について

本工事から発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）を遵守するとともに、建設廃棄物処理指針（平成 22 年版）（平成 23 年 3 月 30 日環境省通知）、建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）及び再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）に基づき適正に処理すること。

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時たい積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。~~建設リサイクル法に基づく対象建設工事受注者は、請け負った建設工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとする時は、当該他の建設業を営む者に対して建設リサイクル法第 12 条第 2 項に基づき、同法第 10 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について告知すること。~~

本工事（請負金額 100 万円以上）は、建設副産物情報交換システム（（一財）日本建設情報総合センター）の登録対象工事であり、当該システムによりデータ入力（施工計画時、工事完了時、登録情報の変更時）を行った（1）イ、ウ（3）ア、イを提出すること。

（1）受注者は、工事着手前に、次の書類を本工事の監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先の現地確認写真を提出すること。

ア 建設副産物処理計画書

- (ア) 処分品目別の処理フロー図
 - (イ) 計画処分量及び実施処分量の比較一覧表
 - (ウ) 廃棄物処理業者（収集及び運搬）の許可証の写し（許可車両の自動車登録番号一覧及び自動車検査証の写しを含む）
 - (エ) 廃棄物処理業者（中間処理・最終処分）の許可証の写し（再生資源化施設にあつては、それを示す書類を含む）
 - (オ) 運搬ルート、処分場の位置、事業の範囲、処理能力及び、処理方法を明示したもの
 - (カ) 各処分場の現地確認写真
 - (キ) 建設工事の受注者と処理業者（収集、運搬、中間処理・最終処分・再資源化施設）との二者の業務委託契約書の写し
- イ 再生資源利用計画書
- ウ 再生資源利用促進計画書
- (2) 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 参考：再生資源利用計画様式及び再生資源利用計画様式の現場掲示対応版
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- (3) 受注者は、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設副産物処理計画書」に従い建設廃棄物及び特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完了後速やかに実施状況を記録した次の書類を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者はア及びイの作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
- ア 再生資源利用実施書
 - イ 再生資源利用促進実施書
 - ウ 建設副産物処理実施書
- (ア) マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写し及び再生資源化に係るものについては受入伝票の写し
 （マニフェストは原則として環境省が示す全国統一のマニフェストを使用する。）
 - (イ) 収集の写真並びに中間処理場及び最終処分場（直接最終処分の場合のみ）への搬入状況の写真
 （建設発生土については、処分先への搬入状況の写真を添付すること。）
- (4) 受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び関係する他の

施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

- (5) 当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において、300 m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行い、その写しを監督職員に提出すること（届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を、都道府県知事又は政令市長に提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は、届出対象外。）。

3 安全管理について

施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房庁営繕部整備課監修）」を参考に、常に工事の安全に留意して、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、安全管理を徹底すること。

4 公衆災害の防止について

工事に際しては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」に基づき、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

5 仮設工事について

- (1) 工事着手前に仮設工事施工計画書を監督職員に提出すること。
(2) 仮設材料は、使用上差し支えのない適切なものとする。
(3) 仮囲い等計画を設計図書に示しているので参考にすること。また、工事部分と通常部分とは適切に区分すること。

6 メーカー指定について

計画図面の中で、特定のメーカーのみを指定したものはない。図面にメーカー名があっても、あくまでも品質計画のための参考表示であり、メーカーを指定したものではない。

7 建設用重機（バックホー、ブルドーザー等）の使用について

建設用重機は、排出ガス対策型を使用すること。ただし、排出ガス対策型使用が困難な場合は、監督職員と協議すること。また、排出ガス対策型建設機械の確認方法は、工事中建設機械に貼付されたラベルにより確認するものとする。

なお、排出ガス対策型を使用しない場合は、軽微な変更事項として処理する。

8 別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事の工程会議等を、必ず全関係者と共に1回/月程度開催し、工事全体の円滑な施工に努めること。

9 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合の措置は、監督職員と協議すること。

- (2) 協議を行った結果、訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるが、その他の場合は記録等を整備すること。

10 施工計画書・施工図等

- (1) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書は、施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を得て施工すること。
- (2) 施工図等は施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を得て施工し、各種報告書については、延滞なく監督職員に提出すること。
- (3) 内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障が生じないよう適切な措置を講じること。
- (4) 設計図書、施工計画書、施工図、工事工程表、施工体制台帳等は、必ず監督職員事務所又は受注者事務所の所定の場所に保管及び掲示すること。

また、受注者は、自ら配置する主任（監理）技術者及び下請負人の配置する主任技術者の顔写真、氏名、生年月日及び所属を表示し、明確にすること。

11 不当要求又は工事妨害の排除について

暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合及び不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届ける等適切に対応すること。また、発注者及び所轄警察署と協力し、不当介入の排除対策を講じること。

排除対策を講じたにも関わらず工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。協議の結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、発注者に建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 21 条の規定による工期延長の請求を行うこと。

12 現場代理人の常駐義務の緩和について

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、約款第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）未満。
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は、仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (3) 約款第 20 条第 1 項又は、第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (4) 設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間。
- (5) 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

(6) その他、特に発注者が認めた期間。

13 現場代理人の兼務について

(1) 受注者は、12 (1) に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

ア 兼務する工事が公共工事であること。

イ 兼務する工事件数が本件工事を含め5件以内であること。

ウ 兼務する工事箇所が全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）であること。

エ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

オ 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、エに掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

(2) 受注者は、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

ア 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。

イ 兼務する工事箇所が全て同一の市町内（安芸郡4町については安芸郡内）であること。

ウ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

エ 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、ウに掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書

面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- (3) 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は別記様式第2号により、承認しない場合は別記様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- (4) 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、別記様式第4号により、その承認を取消すものとする。
- ア 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
- イ 兼務を承認した日から起算して14日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面が提出されないとき。
- ウ 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
- エ 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
- オ 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき。
- カ その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき。
- (5) 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

別記様式については、「広島県の調達情報」に掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

14 主任（監理）技術者の配置等について

(1) 主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。なお、工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。

ア 契約書上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）。

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。

ウ 設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完成後、検査が終了し、事務手続などの残務があり引渡しを受けるまでの期間。

(2) 主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

ア 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき。

イ 設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。

なお、いずれの場合も、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

(3) 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定（以下「専任特例 1 号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、次の要件をすべて満たすこと。

ア 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め 2 件までとする。

ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。

イ 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が 1 日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間が概ね 2 時間以内であること。

ウ 下請次数が 3 を超えないこと。

エ 連絡員（建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。

オ 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により、確認するための措置を講じていること。

カ 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。

- キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ク 兼務する工事についても、上記イからキの要件を全て満たすこと。
- ケ 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 1 号に係る条件を満たすこと。
- (4) 専任特例 1 号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項イからクを確認するため、施工計画書にカの「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- (5) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定（以下「専任特例 2 号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は、次の要件をすべて満たすこと。
- ア 建設業法施行令第 28 条第 1 項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
- ウ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め 2 件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- オ 監理技術者が兼務する工事箇所は、同一の市町（安芸郡 4 町においては安芸郡内）かつ、工事箇所の間隔が 10 km 程度であること。
- カ 監理技術者は、施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- キ 監理技術者は、監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ケ 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 2 号に係る条件を満たすこと。
- (6) 専任特例 2 号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項カからクを確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- (7) 建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者の配置を行う場合は、次の要件をすべて満たすこと。
- ア 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結していること。

- イ 配置する工事現場の数が1であること。
- ウ 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ、工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間が概ね2時間以内であること。
- エ 下請次数が3を超えないこと。
- オ 連絡員（建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
- カ 工事現場の施工体制を、営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により、確認するための措置を講じていること。
- キ 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くとともに、営業所で保存すること。
- ク 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ケ 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等に係る条件を満たすこと。

(8) 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等を配置する場合には、前項ウからクを確認するため、施工計画書にキの「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

~~15 VE提案について~~

~~この工事は、工事請負契約締結後、受注者が、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができる方式（契約後VE方式）の対象工事であり、その詳細は次のとおりである。~~

~~(1) 定義~~

~~「VE提案」とは、約款第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。~~

~~(2) VE提案の意義及び範囲~~

~~ア 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。~~

~~イ 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。~~

~~(ア) 施工方法等を除く工期延期等の施工条件の変更を伴う提案。~~

~~(イ) 約款第18条に基づき条件変更が確認された後の提案。~~

~~(ウ) 入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。~~

~~(3) VE提案書の提出~~

~~ア 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(様式1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。~~

~~(ア) 設計図書に定める内容と、VE提案の内容の対比及び提案理由~~

~~(イ) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む。)~~

~~(ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠~~

~~(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係~~

~~(オ) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合その取扱いに関する事項~~

~~(カ) その他、VE提案が採用された場合に留意すべき事項~~

~~イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。~~

~~ウ 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。~~

~~エ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。~~

~~(4) VE提案の審査~~

~~VE提案の審査は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について行う。~~

~~(5) VE提案の採否等~~

~~ア 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面(様式5)により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。~~

~~イ また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。~~

~~ウ 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第19条の2の規定に基づくものとする。~~

~~エ 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、約款第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。~~

~~オ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。~~

~~カ VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を認めた場合、受注者はこれに応じるものとする。~~

~~キ 発注者は、約款第18条の条件変更が生じた場合には、約款第24条第1項の規定に~~

~~に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、約款第18条の条件変更が生じた場合の前記オのVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者受注者協議して定めるものとする。~~

~~(6) VE提案の保護~~

~~VE提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。~~

~~(7) 責任の所在~~

~~発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。~~

~~(8) 提案書類の作成費用~~

~~VE提案書類の作成に要した一切の費用は、受注者の負担とする。~~

16 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

17 法定外の労災保険の付保について

- (1) 本工事において、法定外の労災保険に付さなければならない。
- (2) 受注者は、建設工事請負契約約款に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

18 火災保険等について

- (1) 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を、火災保険又は建設工事保険その他の保険（これらに準じるものを含む。）等に附すること。保険契約締結後は、直ちに証券等の写しを提出すること。ただし、解体工事及び植栽工事に係るものはこの限りでない。
- (2) 期間は、契約日の翌日（工期始）から目的物引渡日までとする。
ただし、受注工事毎に附する保険ではなく、受注者が一定の期間内に受注する工事全体に対する保険の場合で、工期途中で保険契約満了日を迎える場合は、新契約の証券等の写しを提出すること。

(3) 保険は、請負額相当額に対し附すること。

19 その他注意事項

(1) 工事場所周辺への迷惑防止

- ア 工事に起因する排水又は雨水等により周辺地域を汚濁することのないように万全の措置を講じること。
- イ 工事の施工上必要な折衝及び苦情等については、誠意を持って対応すること。
- ウ 工事現場の車両の出入口には誘導員を配置し、安全対策を行うこと。
- エ 建物関係者、周辺住民等への安全配慮及び作業終了の現場内への立入禁止措置を十分注意して行うこと。

(2) 施工時間

- ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、工事を行わないこと。
- イ アの日に工事を行う場合又は夜間に工事を行う場合は、あらかじめ監督職員に通知すること。なお、土曜日（アに規定する休日を除く。）については、通知の要否について監督職員と協議すること。
- ウ 建物関係者及び監督職員が必要とした場合は、週間工事予定表を施工日の1週間前に提出すること。

(3) 標準（共通）仕様書

「公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書・同解説（各 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の最新版を基本とする。

(4) 工事着手について

- ア 工事着手については、計画通知書等の申請手続きが完了し、必ず監督職員の指示があってから、工事着手すること。
- イ 施工に先立ち、諸官公庁への届出手続きが必要な場合は、公共建築工事標準仕様書 1.1.3 の規定により、関係書類を速やかに作成し、あらかじめ監督職員に報告し、遅滞なく手続きを完了し施工すること。必要な手続きのうち、建築工事に係る主なものは建築工事監理指針 上巻表 1.1.1 によるが、その他留意すべき手続きを下記に例示する。
 - (ア) 広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく届出
 - (イ) 広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針に基づく届出
- ウ 当該工事に対し、隣接した場所に影響する施設がある場合は、その建物管理者立会のうえ、現状写真を撮影し、整理した写真を一部現場事務所に保管すること。

(5) 工事完成検査期間について

本工事の工期には、工事の完成を確認するための検査期間として13日間を見込んでいる。

(6) 単品スライド条項の適用に係る留意事項について

広島県では、平成 20 年 6 月 16 日より約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の適用を開始しているところであるが、本工事のスライド変動額の算定に必要な発注者の資材単価の適用月は参考数量書に記載されているので留意すること。

(7) 低入札価格調査制度における留意事項について

低入札価格調査制度対象工事における調査基準価格を下回る価格の受注者については、次の事項に留意すること。

ア 受注者は、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に基づき下請負人の協力を得て必要書類の作成を行い、完成検査合格後 2 か月以内に発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督職員から指示する。

イ 受注者は、提出した資料内容について、発注者からヒアリングを求められた場合、ヒアリング調査に応じなければならない。この場合において受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。

(8) 期間別工程報告書の提出

期間別工程報告書を 1 ヶ月ごとに提出すること。

(9) 県内企業の活用

ア この工事の施工に際してやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。

なお、県外に主たる営業所・本店を有する業者に発注しようとする場合は、あらかじめ県外業者を下請業者とする理由書を提出すること。

イ 資材を購入しようとする場合は、極力広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとし、主要資材についてはあらかじめ購入先の名称及び所在地並びに資材名等を発注者に通知するものとする。

なお、広島県内に主たる営業所・本店を有しない業者の県外の営業所から資材を購入しようとする場合は、あらかじめ県外業者を主要資材の購入先とする理由書を提出すること。

20 特記事項

(1) 遠隔臨場

ア 臨場を要する段階確認及び立会等について、「建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領（広島県土木建築局制定）」による遠隔臨場を実施することができる。

イ 受注者は、遠隔臨場を希望する場合、工事打合せ簿により、必要事項を記載の上、監督職員と協議するものとする。

(2) 広島県営繕工事における週休 2 日適用工事については、別紙（「営繕工事における週休 2 日適用工事の実施について」／「営繕工事における週休 2 日交替制適用工事の実施について」）による。

(3) 快適トイレ設置工事

本工事は快適トイレ設置工事であり、「快適トイレ設置工事实施要領（広島県土木建築局制定）」に基づき実施するものとする。

快適トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係」_その他の契約関係の様式」に掲載している。

(4) 本工事は建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）であり、別紙「広島県営繕工事における建設キャリアアップシステム活用推奨工事の実施について」に基づき実施するものとする。

(5) 現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施

現場環境の改善を目的とした次の事項について、発注者と協力・協働して取り組むこと。

ア 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する事項

(ア) 勤務時間外の打合せの設定は行わない。

(イ) 施工時間外の立会の設定は行わない。

(ウ) 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。

イ 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する事項

(ア) 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。

ウ 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する事項

(ア) ワンデーレスポンス（受発注者からの協議等は、24 時間以内に回答する。また、期間内での回答が難しい場合は、回答期限を回答する。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。

(イ) 発注者は、必要に応じて三者会議を開催する。

(ウ) 現地状況が異なる場合等は、受注者と遅滞なく協議・調整する。協議等に当たっては、現地、WEB 会議等により効率化を図る。

(エ) 「工事一時中止に係るガイドライン（案）」に則り、適切な措置を執る。

(オ) 「工事請負契約に係る設計・変更ガイドライン（案）」に則り、円滑かつ適切な手続きを行う。